

令和元年度第3回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	令和元年7月19日（金）午後2時15分～午後4時30分
開催場所	東館4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長（代理：健康福祉部次長）、産業観光部長、都市整備部長、国体推進局長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長、病院経営推進部長（代理：病院経営推進部次長）
審議事項	<p>(1) いせ市民活動センターの移転計画および次期指定管理について ＜環境生活部・産業観光部・教育委員会事務局・情報戦略局＞</p> <p>(2) 「工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について」 ＜産業観光部＞</p>

1 いせ市民活動センターの移転計画および次期指定管理について

＜環境生活部・産業観光部・教育委員会事務局・情報戦略局＞

概要

平成30年9月に策定した施設類型別計画では、「いせ市民活動センター」は、「ハートプラザみその」へ移転することとなっているが、これは、ハートプラザみその内にある「社会福祉協議会」のボランティア支援機能と連携できることが理由となっていた。しかし、平成31年4月に、「社会福祉協議会」のボランティア支援機能が「福祉健康センター」へ移転したため、移転理由が薄れている状況である。

また、「いせ市民活動センター」の機能移転後は、郷土資料芸能館（仮称）として使用する計画があるため、これを見据えて次期指定管理の期間を検討していく必要がある。

これらのことから、以下について、審議を行った。

(1) いせ市民活動センターの移転先変更の是非とその考え方について

いせ市民活動センターの市民活動支援機能の移転先については、変更も視野に検討していくこととしたい。

(2) 移転に合わせて市民活動センターの次期指定期間を2年間とし、公募は行わないこととしたい。

(3) いせ市民活動センター移転後に郷土資料芸能館（仮称）として使用することとしたい。

- 結 論** (1) の移転については、今後設置する作業部会にて関係部署と十分に検討することとされた。
- (2) については、指定期間は2年とし、公募は行わないこととするが、その理由等を十分に整理されたい。
- (3) については、関係機関とも調整・検討していくこととされた。

主な意見・補足等

・公共施設マネジメントにおいては、今後、施設の面積を増やしていくことは認められにくいいため、計画どおり移転することとし、その場所は十分に検討をされたい。

資 料 付議事項書

2 工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について <産業観光部>

概 要

工場立地法で定める敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所除く）の工場に係る緑地面積率等については、平成10年の法改正により都道府県及び政令指定都市は準則を定める条例を制定すれば緩和することが可能となっている。また、平成24年度に法に係る事務が県から市に権限移譲されているところである。当市についても企業誘致施策に関して工業地域等の緑地面積の緩和をはかるため、条例を整備することについて審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

(1) 緑地面積率等を緩和する区域について

工業地域、工業専用地域及び準工業地域並びに、特定用途制限地域のうち、第二種田園・集落地区及び幹線道路沿道流道・業務地区について、国が公表している「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」の範囲内において、国の準則に替えて適用する、緑地面積率等及び重複緑地の算入率を緩和する条例を制定したい。

	伊勢市案			三重県	国
	(仮称：伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例)			(工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)	(工場立地に関する準則)
区域の範囲	準工業地域 (第2種区域)	工業専用地域 工業地域 (第3種区域)	第二種田園・集落地区 幹線道路沿道流通・業務地区 (第4種区域)	工業専用地域 工業地域 (既存工場等のみ)	—
緑地面積率等 上段：緑地 下段：環境施設	10%以上 (10%以上～25%以下)	5%以上 (5%以上～20%未満)	10%以上 (5%以上～25%以下)	15%以上 (5%以上～20%未満)	20%以上
() 内は国の定めた範囲	15%以上 (15%以上～30%以下)	10%以上 (10%以上～25%未満)	15%以上 (10%以上～30%以下)	20%以上 (10%以上～25%未満)	25%以上
重複緑地等の算入率	(区域の区分に関わらず) 50%以内			25%以内	25%以内

※1 既存工場：法施行以前に設置されている、又は設置のための工事が行われている製造業等に係る工場若しくは事業場

※2 環境施設：噴水・流水等の修景施設、屋外運動場、太陽光発電施設等

(2) 緑地面積率等の緩和の必要性

- ・伊勢市は工場の立地に適した土地が限られている。
- ・工場立地法の緑地面積率等を緩和すれば、工業専用地域などは敷地を拡張せずとも増設できる可能性がある。
- ・用地買収面積を少なく抑えることが可能となり、農地への新規立地の場合は、農地転用の面積も抑えることができる。
- ・業界の意見も聴取した結果、規制緩和が必要であるとのことであった。

結 論

提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・これまでの審議で出た意見を踏まえて進められたい。

資 料

付議事項書